

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。
第十条第一号中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加える。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。